

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号に定める
事後備置書類
(吸収分割に関する事後備置書類)

2023 年 12 月 26 日

株式会社プレイド

株式会社 CODATUM

2023 年 12 月 26 日

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後備置書類
(吸収分割に関する事後備置書類)

株式会社プレイド
東京都中央区銀座六丁目 10 番 1 号
GINZA SIX 10 階
代表取締役 倉橋 健太

株式会社 CODATUM
東京都中央区銀座六丁目 10 番 1 号
GINZA SIX 10 階
代表取締役 柴山 直樹

株式会社プレイド（以下「プレイド」といいます。）と株式会社 CODATUM（以下「CODATUM」といいます。）は、2023 年 10 月 26 日付で締結した吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、プレイドを吸収分割会社、CODATUM を吸収分割承継会社とし、2023 年 12 月 26 日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、プレイドのデベロッパー向けのデータ分析プロダクトの提供に関する事業に関して有する権利義務を CODATUM に対して承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条の規定により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2023 年 12 月 26 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に定める簡易分割の要件を満たすことから、プレイドに対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

会社法第 787 条の規定による手続については、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

プレイドは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2023 年 11 月 24 日付の官報及び電子公告にて、プレイドの債権者に対し、本件分割について異議申述の公告を行いましたところ、会社法 789 条 1 項の規定により、本件分割に異議申述を行ったプレイドの債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易分割の要件を満たすことから、CODATUM に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

CODATUM は、会社法第 799 条第 2 項の規定により、2023 年 11 月 24 日付の官報にて、CODATUM の債権者に対し、本件分割について異議申述の公告を行いましたところ、会社法第 799 条第 1 項の規定により本件分割に異議申述を行った CODATUM の債権者はおりませんでした。なお、知れたる債権者はいないため、個別催告はしていません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

CODATUM は、本件効力発生日をもって、本件吸収分割契約に基づき、プレイドのデベロッパー向けのデータ分析プロダクトの提供に関する事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2023 年 12 月 27 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上